

個人情報保護制度

I 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報保護制度の利用状況

利用者数は、3,453人（前年度3,210人、前年度比7.5%増）でした（表1）。

（表1）個人情報保護制度の利用状況

年 度	利用者数 (人)	利 用 件 数 (件)					合 計
		自己情報の開示等請求件数					
		開示請求	簡易開示 請 求	訂正請求	利用停止 請 求		
令和3年度	3,210	3,210	1,400	1,808	2	0	3,210
令和4年度	3,453	3,453	1,616	1,832	4	1	3,453

2 自己情報の開示、訂正及び利用停止請求への決定の状況

(1) 開示請求への決定の件数

令和4年度の自己情報の開示請求の件数は1,616件（前年度比15.4%増）でした。

開示請求への決定の件数は、開示が288件（全体の17.8%）、一部開示が1,253件（同77.5%）、不開示（請求された情報が存在しない場合も含む）が75件（同4.6%）となりました（表2）。

（表2）開示請求への決定の件数

（単位：件）

年度	開 示		一 部 開 示		不 開 示		計	
令和3年度	188	(13.4%)	1,161	(82.9%)	51	(3.6%)	1,400	(100%)
令和4年度	288	(17.8%)	1,253	(77.5%)	75	(4.6%)	1,616	(100%)

（備考）令和4年度の開示75件のうち、5件は不開示、59件は不存在、6件は存否応答拒否、5件は適用除外によるものでした。

(2) 各実施機関別請求件数

自己情報の開示請求の件数を実施機関別にみると、警察本部長の1,212件が最も多く、次いで病院機構の194件となりました（表3）。

(表3) 年度別各実施機関別内訳

(単位：件)

実施機関名	令和4年度	令和3年度	対前年度
知事	120	106	14
公営企業管理者	63	32	31
議会	0	0	±0
教育委員会	26	22	4
人事委員会	1	1	±0
監査委員	0	0	±0
労働委員会	0	0	±0
選挙管理委員会	0	0	±0
収用委員会	0	0	±0
海区漁業調整委員会	0	0	±0
内水面漁場管理委員会	0	0	±0
公安委員会	0	1	△1
警察本部長	1,212	1,123	89
病院機構	194	114	80
産業技術総合研究所	0	0	±0
保健福祉大学	0	1	△1
合計	1,616	1,400	216

(3) 訂正請求の状況

訂正請求のあった4件の決定状況は、不訂正が1件、却下が3件となっています。

(4) 利用停止請求の状況

利用停止請求のあった1件の決定状況は、利用不停止が1件となっています。

(5) 開示等の諾否決定に対する審査請求

令和4年度は、開示等に対する決定に対する審査請求に係る神奈川県個人情報保護審査会（以下「個人情報保護審査会」という。）への諮問は5件あり、個人情報保護審査会では「Ⅱ 個人情報保護審査会の審議状況」に掲載のとおり審議を行い、3件の答申が出されました。答申の内容は、原処分を妥当とするものが1件、原処分の一部を妥当でないとするものが2件となりました（表4）。

令和3年度に答申があった案件について、平均審議回数は5.6回、諮問から答申までの平均日数は384.4日でしたが、令和4年度に答申があった案件については、平均審議回数は6回、諮問から答申までの平均日数は865.3日となりました。

(表4) 令和4年度 審査請求の処理状況（令和5年3月31日現在）

(単位：件)

年度	件 数			処 理 状 況					
	継続審議 件数	当該年度 受理 (諮問)	個人情報保護審査会からの答申（※）			取下げ	審議中		
			○	△	×				
令和3年度	16	10	6	5	4	1	0	0	11
令和4年度	16	11	5	3	1	2	0	0	13
対前年度	±0	1	△1	△2	△3	1	±0	±0	2

- ※ 答申欄に記載した記号は、以下の内容を示します。
- …原処分を妥当とする内容の答申
 - △…原処分の一部を妥当でないとする内容の答申
 - ×…原処分のすべてを妥当でないとする内容の答申

(表5) 審査請求案件一覧

※ 答申内容欄に記載した記号は、以下の内容を示します。

○…原処分を妥当とする内容の答申

△…原処分の一部を妥当でないとする内容の答申

×…原処分のすべてを妥当でないとする内容の答申

(令和5年3月31日現在)

諮問番号	審査請求案件	受理機関	審査請求年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申内容	裁決年月日	裁決内容
232	特定地番の土地の境界に関する文書一部不開示の件	知事	H30.2.15	R2.2.3	R4.10.26	224	△	R4.12.22	答申どおり (一部認容)
239	特定地番の土地の境界に関する文書一部不開示の件(その2)	知事	R2.5.1	R2.10.1	R4.10.26	225	○	R4.11.8	答申どおり (棄却)
241	特定職員の異動に関する文書一部不開示の件	知事	R2.10.12	R2.11.17	R5.3.9	226	△		
242	特定病院に係る受診履歴等に関する文書一部不開示の件	病院機構	R2.11.30	R3.2.15					(審議中)
243	特定学校に対する相談に関する書類等開示の件	教育委員会	R2.12.22	R3.3.17					(審議中)
244	措置入院の経緯に関する文書等一部不開示の件	知事	R3.3.2	R3.5.24					(審議中)
245	特定学校に対する相談に関する報告記録等不訂正の件	教育委員会	R3.5.18	R3.6.21					(審議中)
246	特定警察署が作成した写真等不開示の件(その2)	公安委員会	R3.4.9	R3.6.24					(審議中)
247	特定学校の対応に関する文書不存在の件	教育委員会	R3.2.24	R3.7.7					(審議中)
248	特定病院の発出した書面に係る起案文書等開示の件	病院機構	R3.5.25	R3.10.22					(審議中)
249	措置入院に関する診断書等不訂正の件	知事	R3.8.12	R3.10.28					(審議中)
250	警察相談受理票等文書不存在の件	公安委員会	R4.2.3	R4.4.6					(審議中)
251	部活動インストラクターの委嘱に関する文書等一部不開示の件	教育委員会	R4.6.13	R4.8.30					(審議中)
252	特定説明会の記録に係る文書不存在の件	教育委員会	R4.8.19	R4.10.19					(審議中)
253	特定事案に関する特定警察署作成文書不開示(存否応答拒否)の件(その1)	公安委員会	R4.11.24	R5.2.22					(審議中)
254	特定事案に関する特定警察署作成文書不開示(存否応答拒否)の件(その2)	公安委員会	R4.11.24	R5.2.22					(審議中)

3 簡易開示の状況

(1) 簡易開示の対象

実施機関があらかじめ定めた個人情報とは、口頭で開示を請求し、その場で閲覧することができます。この制度を簡易開示といい、現状では試験結果が対象となっています。

(2) 簡易開示の開示件数

令和4年度の簡易開示の開示件数は、1,832件（前年度比1.3%増）でした（表6）。

請求の多かった試験は、中等教育学校入学者決定（適性検査）が606件、警察官採用試験が503件、技能検定が146件となりました（表7）。

（表6）簡易開示の開示状況（令和5年3月31日現在）

平成2～30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
439,970件	5,216件	2,184件	1,808件	1,832件

（表7）簡易開示の多い個人情報（上位3項目）

令和4年度	令和3年度
①中等教育学校入学者決定（適性検査） （606件）	①中等教育学校入学者決定（適性検査） （683件）
②警察官採用試験（503件）	②警察官採用試験（452件）
③技能検定（146件）	③技能検定（119件）

4 問合せ・苦情相談の状況

個人情報の取扱いに伴う苦情相談や個人情報保護についての問合せに応じるため、情報公開広聴課及び各地域県政総合センター内に個人情報相談窓口を平成2年10月から設置しています。

問合せ等があった場合には、個人情報保護制度の基本的な内容についての説明や、より適切な問合せ先の案内等を行っています。

5 実施機関の事務登録の状況

神奈川県個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）第7条では、県民が自己に関する情報の所在や内容を確認し、積極的に自己の情報に関与することができるように、実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、その事務の名称及び概要等の一定の事項を、個人情報事務登録簿に登録し、一般の縦覧に供さなければならないとされております。

登録の対象となる事務は、個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書（以下「個人情報記録」という。）を使用して、個人情報を取り扱う事務であり、例外として、県等の職員の個人情報で専ら職務の遂行に関するもの及び一般に入手し得る刊行物等の個人情報記録は登録の対象から除いています。

令和4年度末時点の各実施機関の事務登録の状況は（表8）のとおりです。

令和4年度については、新たな事務の登録が113件、登録事項の変更が397件、事務の登録の廃止が56件あり、実施機関全体の登録事務数は3,914件となりました。

また、講習会の事務において講師の個人情報と受講者の個人情報を取り扱う場合など、一つの事務で複数の個人の種類の個人情報を取り扱う場合は分けて記載する必要がありますが、この個人の類型数は実施機関全体で5,723件であり、一事務あたり、約1.46件の類型数となっています。

登録された事務は、県ホームページで県民の皆さんが自由に見ることができます。

(表8)個人情報取扱事務登録件数一覧(実施機関別・部局別)

(令和5年3月31日現在)

実施機関名	事務数		個人の類型数	
	R 4	R 3	R 4	R 3
知事	2,866	2,813	4,170	4,110
政 策 局	235	232	311	314
総 務 局	130	127	167	165
くらし安全防災局	143	141	186	184
国際文化観光局	92	89	134	127
ス ポ ー ツ 局	60	60	68	68
環 境 農 政 局	482	471	638	626
福祉子どもみらい局	512	507	804	800
健 康 医 療 局	506	491	725	713
産 業 労 働 局	267	256	493	468
県 土 整 備 局	386	387	571	574
会 計 局	19	20	23	24
県政総合センター等	34	32	50	47
議 会	46	46	59	59
公営企業管理者	105	104	122	122
教育委員会	301	306	401	405
選挙管理委員会	20	20	38	38
人事委員会	49	49	62	62
監 査 委 員	30	30	35	34
公安委員会	1	1	1	1
警察本部長	278	280	555	551
労働委員会	29	29	34	34
収用委員会	17	17	21	21
海区漁業調整委員会	20	20	22	22
内水面漁場管理委員会	10	10	12	12
県立病院機構	62	61	83	81
産業技術総合研究所	42	33	64	51
県立保健福祉大学	38	38	44	44
合 計	3,914	3,857	5,723	5,647

6 保有個人情報の目的外利用・提供の状況

個人情報保護条例第9条第1項により、実施機関は、取扱目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）を利用し、又は提供してはならないとされており、例外的に目的外利用・提供ができる場合として、同条第2項各号のいずれかに該当する場合は挙げています。

従前、保有個人情報の目的外利用・提供をした場合には、その旨及びその目的を本人に通知することとしていましたが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和4年4月1日廃止）等においては同様の規定がないことなどから、平成27年3月の条例改正において、係る規定を削除しました。ただし、自分の個人情報がどのように取り扱われているかを県民の皆様が知り得る状態にしておくことは重要であることから、神奈川県個人情報等取扱事務要綱を制定し、毎年度、情報公開広聴課において実施機関における目的外利用・提供の情報をとりまとめて公表することとしました。

令和4年度の目的外利用・提供の状況は（表9）のとおりです。保育士登録者向けアンケート調査を実施するため、本県保育士登録簿に関する15,000人の情報を利用する事例などがありました。

なお、目的外利用・提供ができる場合は個人情報保護条例第9条第2項各号に列挙していますが、第1号（法令の規定に基づく利用・提供）、第2号（本人の同意に基づく利用・提供）及び第4号（出版・報道等により公にされているものを利用・提供）に基づく目的外利用・提供については、神奈川県個人情報等取扱事務要綱等の規定により、情報公開広聴課長への報告の対象外としています。

(表9) 保有個人情報の目的外利用・提供件数一覧(利用・提供別(全実施機関の合計))

	目的外利用・提供に係る 県個人情報保護条例 根拠条項	件数(件)	目的外利用・提供に係る本人の数(人)
実施機関内で目的外利用	第9条第2項第3号(個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)	276	20,247
	第9条第2項第5号(事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用)		
	第9条第2項第6号(専ら統計の作成又は学術研究の目的のため利用)	1	794
	第9条第2項第8号(犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため利用)		
	第9条第2項第9号(県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり利用)		
	第9条第2項第3号(個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)		
	第9条第2項第5号(提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用)	14	1,344
	第9条第2項第6号(専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)		
	第9条第2項第7号(明らかに本人の利益になるため提供)	6	21
他の実施機関へ提供	第9条第2項第8号(犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供)	680	680
	第9条第2項第9号(県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供)		
	第9条第2項第3号(個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)		
	第9条第2項第5号(提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用)	2	354
	第9条第2項第6号(専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)		
	第9条第2項第7号(明らかに本人の利益になるため提供)	79	170
	第9条第2項第8号(犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供)		
	第9条第2項第9号(県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供)		
	第9条第2項第3号(個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)		
独立行政法人等へ提供	第9条第2項第5号(提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用)		
	第9条第2項第6号(専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)		
	第9条第2項第7号(明らかに本人の利益になるため提供)		
	第9条第2項第8号(犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供)		
	第9条第2項第9号(県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供)		
	第9条第2項第3号(個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)		
	第9条第2項第5号(提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用)	32	636
	第9条第2項第6号(専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)		
	第9条第2項第7号(明らかに本人の利益になるため提供)		
他の地方公共団体へ提供	第9条第2項第8号(犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供)		
	第9条第2項第9号(県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供)		
	第9条第2項第3号(個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)		
	第9条第2項第5号(提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用)		
	第9条第2項第6号(専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)		
	第9条第2項第7号(明らかに本人の利益になるため提供)		
	第9条第2項第8号(犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供)		
	第9条第2項第9号(県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供)		
	第9条第2項第3号(個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)		
地方独立行政法人へ提供	第9条第2項第5号(提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用)		
	第9条第2項第6号(専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)		
	第9条第2項第7号(明らかに本人の利益になるため提供)		
	第9条第2項第8号(犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供)		
	第9条第2項第9号(県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供)		
	第9条第2項第3号(個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)		
	第9条第2項第5号(提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用)		
	第9条第2項第6号(専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)		
	第9条第2項第7号(明らかに本人の利益になるため提供)	20	24
上記以外の個人又は団体へ提供	第9条第2項第8号(犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供)		
	第9条第2項第9号(県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供)	2,144	3,330

7 実施機関における個人情報に係る事故・不祥事の状況

(1) 事故・不祥事の発生状況

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）が平成27年10月5日に施行され、地方公共団体は、個人番号を含む情報の適正な取扱いの確保に組織として取り組むための規定を整備するよう、国の特定個人情報保護委員会（現在は、個人情報保護委員会）が示したガイドラインにおいて求められました。

そこで、個人番号を含む情報を厳格に取り扱うとともに、それ以外の個人情報についてもより一層適正な取扱いを推進するため、個人情報保護に関する包括的な規程として、「神奈川県個人情報等取扱事務要綱」を平成27年11月に制定し、平成28年1月1日から施行しています（実施機関ごとに要綱を制定。公安委員会及び警察本部長については別途の対応）。

令和4年度の個人情報に係る事故・不祥事の発生状況は（表10）から（表14）のとおりです。

（表10）事故等の実施機関別の件数

R4	実施機関	知事												公営企業管理者	教育委員会	合計	
		政策局	総務局	くらし安全防災局	国際文化観光局	スポーツ局	環境農政局	福祉子どもみらい局	健康医療局	産業労働局	県土整備局	会計局	地域県政総合センター				計
	件数	2	5	0	2	0	3	4	7	2	1	0	0	26	1	21	48
R3	実施機関	知事												公営企業管理者	教育委員会	合計	
		政策局	総務局	くらし安全防災局	国際文化観光局	スポーツ局	環境農政局	福祉子どもみらい局	健康医療局	産業労働局	県土整備局	会計局	地域県政総合センター				計
	件数	2	0	1	0	0	0	6	12	3	4	0	2	30	0	24	54

（表11）事故等の類型別の件数（※複数該当あり）

	誤送付・誤送信	誤交付	誤廃棄	紛失	盗難	その他	合計
件数	22	9	0	9	0	9	49

(表12) 事故等の対象となった個人情報の種類別の件数

	1～5人	6～49人	50～99人	100人以上	合計
県民のみに係る情報	35	8	1	1	45
職員等のみに係る情報	1	-	-	-	1
県民・職員に係る情報	1	-	-	-	1
合計	37	8	1	1	47

※ 県を含む多くの自治体を利用する電子申請システムの運営事業を受託する事業者による、パソコンのウィルス感染による個人情報流出事案1件について、本県のみの影響件数が不明のため、上記の表には集計していません。

(表13) 事故等の違反事項別の件数（※複数該当あり）

違反事項	件数
安全性の確保措置	37
受託事業者の安全性の確保措置	8
その他	4
合計	49

(表14) 事故等の対応状況別の件数

対応状況	件数
本人等への情報提供	41
個人情報の回収	20
再発防止策	48

(2) 事故・不祥事防止への対応

県では、県機関が主催する職員研修、庁内イントラネットへの「個人情報の取扱いにおけるヒヤリハット事例集」や研修資料の掲載などにより、職員の事故防止に対する意識啓発を図っています。

Ⅱ 個人情報保護審査会の審議状況

個人情報保護条例は、第18条第1項で自己を本人とする保有個人情報の開示を請求する権利を保障し、実施機関には原則として開示を義務づけています。しかし、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができる情報など、第20条各号に規定する不開示情報に該当すると認められる場合等は、不開示の決定をすることになります。また、第27条第1項で自己を本人とする保有個人情報の訂正を請求する権利を、第34条第1項で自己を本人とする保有個人情報の利用停止を請求する権利を保障していますが、これらについても調査の結果によっては、不訂正又は利用不停止の決定をすることがあります。

不開示、不訂正又は利用不停止の処分等に対しては、行政不服審査法の規定に基づく審査請求を行うことができますが、個人情報保護条例では、審査請求を受けた審査庁は、個人情報保護審査会の審議を経てから裁決を行わなければならない旨の手続を定めています。個人情報保護審査会は、附属機関の設置に関する条例によって設置された知事の附属機関ですが、知事以外の実施機関が行った上記処分等に対する審査請求についても、個人情報保護条例の規定に基づいて個人情報保護審査会に諮問することになっています。

諮問を受けた個人情報保護審査会は、第20条各号に規定する不開示情報等、不訂正又は利用不停止についての実施機関の判断が妥当であったかどうかを審議することになります。この審議に当たっては、不開示等とされた情報が記録されている行政文書はもとより、個人情報保護審査会が必要と認める書類については実施機関その他の関係者に提出を求めて判断ができるようになっています。さらに、当事者から口頭による意見や説明を求めることもできます。不開示等とされた情報について、こうした具体的な審議を行う必要があるため、個人情報保護審査会の委員には個人情報保護条例により守秘義務が課されています。また、個人情報保護審査会には、行政不服審査法の趣旨からも、第三者的な立場からの公正な審議が特に期待されており、審議手続についても同法の審査請求に準じた方式がとられています。

令和4年度中に、審査会は10回開催され、前年度からの継続案件と新たに諮問を受けた審査請求案件の審議をし、3件の答申を行いました。その開催状況及び審議案件の概要は、次のとおりです。

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

令和5年3月31日現在（50音順）

氏名	現職	備考
嘉藤 亮	神奈川県大学教授	
金井 恵里可	文教大学教授	
金子 匡良	法政大学教授	会長職務代理者
高橋 良	弁護士（神奈川県弁護士会）	会長
中 嶋 慶子	弁護士（神奈川県弁護士会）	

任期：令和4年10月1日～令和6年9月30日

個人情報保護審査会の開催状況

回数	開催年月日	審議内容
第322回	令和4年6月20日	・諮問第232号、第239号について審議した。
第323回	令和4年7月21日	・諮問第232号、第239号について審議した。
第324回	令和4年8月23日	・諮問第232号、第239号について審議した。
第325回	令和4年9月14日	・諮問第232号、第239号について審議した。
第326回	令和4年9月29日	・諮問第232号、第239号について審議した。
第327回	令和4年10月27日	・諮問第241号について審議した。
第328回	令和4年12月8日	・諮問第241号について審議した。
第329回	令和5年1月23日	・諮問第241号及び第243号について審議した。
第330回	令和5年2月20日	・諮問第241号及び第243号について審議した。
第331回	令和5年3月20日	・諮問第243号、第244号及び第245号について審議した。

Ⅲ 制度の普及啓発活動

1 県民、事業者への制度周知

情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境の変化等を踏まえ、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）が改正され、平成29年5月30日から全面施行されました。

改正前の個人情報保護法では、5,000人以下の個人情報しか有しない事業者（NPO法人、自治会、同窓会なども含まれます。）は適用対象外となっていたましたが、法改正によりこの規定は廃止され、すべての事業者に個人情報保護法が適用されることになりました。

こうしたことから、県では、県民の皆さんに、個人情報保護制度の正しい理解を促すため、県のホームページでの制度紹介を行っています。また、事業者に対しては、個人情報保護委員会の相談窓口や研修事業を案内しています。

2 職員への意識啓発

個人情報保護制度の円滑な実施と統一的な運用を図るとともに、職員による個人情報に係る事故を防止するため、職員一人ひとりが、個人情報の適正な取扱いを理解する必要がありますので、職員キャリア開発支援センター主催の新規採用職員研修、交流職員研修、新任主幹級職員研修において、個人情報保護についての研修を実施しました。

更に、庁内の関係所属に対して、事業者に対する報告の徴収等の事務を実施する際の流れ等について、周知しました。

また、令和3年の個人情報保護法の改正に伴う個人情報保護制度の変更（令和5年4月から適用）について、全所属に対して、研修動画の配信等により周知しました。